

幼児教育の無償化

令和元年10月1日から
幼児教育・保育の無償化



利用料（保育料）

■ 基本的な利用者負担額は無償

3歳（1号認定については、満3歳児）から5歳児（小学校就学前）までの児童が対象となります。

- ◆ 通園送迎費や食材料費、教材費等は、これまでどおりご負担いただきます。
- ◆ 年収が360万円未満相当の世帯の児童及び全ての世帯の第3子(※)以降の子供は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除の対象となります。

(※) 幼稚園・認定こども園（教育利用）：小3までの子どもから数えて第3子以降
認定こども園（保育利用）：就学前の子どもから数えて第3子以降

- ◆ 令和元年10月からの利用料無償のため、**手続きは不要**です。

預かり保育

■ 月額1万1,300円まで無償

「預かり保育」利用料の無償化の対象となるには、「施設等利用給付認定申請書」を提出し、**保育の必要性の認定が必要**です。

- ◆ 共働き世帯など**保育の必要性に該当する世帯の3歳児から5歳児**（小学校就学前）までの児童が対象。（ただし、**住民税非課税世帯の満3歳児**は対象。）
- ◆ 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（450円/日額上限×利用日数）

該当する方は、**幼稚園・こども園で申請書を配布しますので、お申し出ください。**

※保育の必要性に該当しない世帯の方でも、預かり保育を利用できますが、自己負担となります

（算定のイメージ）

【Aさんの例】

日額400円の預かり保育を10日利用
利用料：400円×10日＝4,000円…a
上限額：450円/日×10日＝4,500円…b
a≦bなので、実質負担額なし

【Bさんの例】

月額9,500円で20日利用
利用料：9,500円…c
上限額：450円/日×20日＝9,000円…d
c≧dなので、9,000円が無償化上限となり、
実質負担額は500円

	利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
Aさん	400円/日	10日	4,500円	4,000円	0円
Bさん	9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

（問合せ先）

喜多方市保健福祉部こども課
または、ご利用の各施設まで

TEL：0241-24-5229